



# 鳥取県公報

平成 23 年 8 月 16 日 (火)  
第 8 3 2 0 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の変更の届出 (473) (障がい福祉課) . . . 2
	大規模小売店舗に関する承継の届出 (2 件) (474・475) (経済通商総室) . . . . . 2
	指定介護予防サービス事業者の指定 (476) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3
	指定居宅サービス事業者の廃止 (477) (〃) . . . . . 4
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (478) (〃) . . . . . 4
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (68) . . . . . 4
◇ 公 告	特定鳥獣保護管理計画の変更に関する公聴会の開催 (公園自然課) . . . . . 5
	採石業務管理者試験の実施 (治山砂防課) . . . . . 5
	警備業法に基づく検定の実施 (2 件) (警察本部生活安全企画課) . . . . . 6
◇ 調達公告	落札者の決定 (教育委員会教育環境課) . . . . . 8

# 告 示

## 鳥取県告示第473号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成23年8月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	変更年月日
山本 泰久	米子市西福原 四丁目5-6	新開 山本クリ ニック	米子市上福原七丁目 2-17	育成医療、更生医療	平成23年7月 11日

## 鳥取県告示第474号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年8月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
境港ショッピングスクエア パティオ  
境港市元町1825
- 承継により変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
変更前 有限会社梅林商店 代表取締役 梅林 哲朗  
米子市東福原六丁目12-40  
変更後 株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗  
米子市東福原六丁目12-40
- 承継があった年月日  
平成23年4月1日
- 承継の理由  
グループ組織再編による会社合併のため
- 承継に係る店舗面積  
4,613㎡
- 届出年月日  
平成23年7月13日
- 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の承継届出書
- 縦覧に供する期間  
平成23年8月16日から4月間
- 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室  
米子市糶町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局  
境港市上道町3000 境港市産業環境部商工農政課

#### 鳥取県告示第475号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年8月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
丸合弓ヶ浜店  
米子市夜見町3077-17
- 2 承継により変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
変更前 株式会社サンマート和光 代表取締役 梅林 哲朗  
米子市東福原六丁目12-40  
変更後 株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗  
米子市東福原六丁目12-40
- 3 承継があった年月日  
平成23年4月1日
- 4 承継の理由  
グループ組織再編による会社合併のため
- 5 承継に係る店舗面積  
2,117.31㎡
- 6 届出年月日  
平成23年7月13日
- 7 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の承継届出書
- 8 縦覧に供する期間  
平成23年8月16日から4月間
- 9 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室  
米子市糶町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局  
米子市東町161-2 米子市経済部商工課

#### 鳥取県告示第476号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年8月16日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社SKプラン	介護ホーム美咲園	鳥取市生山123-9	平成23年8月10日	介護予防特定施設入居者生活介護

**鳥取県告示第477号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年8月16日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
中原 昭則	中原薬局	鳥取市青谷町青谷3857	平成23年8月8日	居宅療養管理指導

**鳥取県告示第478号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年8月16日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
中原 昭則	中原薬局	鳥取市青谷町青谷3857	平成23年8月8日	介護予防居宅療養管理指導

**選挙管理委員会告示****鳥取県選挙管理委員会告示第68号**

平成23年第8回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成23年8月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

- 1 日時 平成23年8月23日（火） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 3 議題

- (1) インターネットの利用による政治団体の収支報告書の公表について
- (2) その他

## 公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第4項の規定に基づき、公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会に関する規則（平成12年鳥取県規則第85号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成23年8月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 日 時 平成23年9月6日（火） 午前10時から
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟3階第15会議室
- 3 案 件 鳥取県ツキノワグマ保護管理計画の変更（案）について

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、第40回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成23年8月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 試験の日時及び場所
  - (1) 試験の日時 平成23年10月14日（金）午前10時から
  - (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271  
鳥取県庁第二庁舎4階第28会議室及び第32会議室

- 2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。） イ 岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項	2時間

- 3 受験申込手続

受験願書（写真（縦4センチメートル×横3センチメートルのカラー写真（コピーは不可とする。以下「カラー写真」という。）とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを添付すること。）及び受験票（カラー写真を貼り付けること。）を、平成23年8月19日（金）から同年9月16日（金）までの間に住所地を所管する総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、平成23年9月16日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し50円切手を貼り付けること。

また、受験願書及び受験票は、各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

## 4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 8,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

## 5 その他

(1) 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送する。

(2) 受験についての詳細は、各総合事務所県土整備局又は県土整備部治山砂防課に問い合わせること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成23年8月16日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

## 1 検定に係る警備業務の種別及び級

施設警備業務 1級

## 2 実施日時

(1) 学科試験

平成23年11月29日（火）午前9時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

平成24年1月17日（火）午前9時30分から午後5時まで

## 3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

## 4 受検定員

30名

## 5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 施設警備業務の管理に関すること。

オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 施設警備業務の管理に関すること。

ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。

(1) 施設警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

- 7 検定申請書の受付期間  
平成23年9月12日（月）から同月16日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで
- 8 検定申請書の提出先等  
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。  
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
  - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
  - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等  
検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面
  - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
  - (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
  - (4) 施設警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるものであることを疎明する書面
  - (5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し
- 10 検定手数料及び納付方法  
検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他
  - (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
  - (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
  - (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成23年8月16日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級  
施設警備業務 2級
- 2 実施日時
  - (1) 学科試験  
平成23年11月29日（火）午前9時30分から午前11時まで
  - (2) 実技試験  
平成24年2月7日（火）午前9時30分から午後5時まで
- 3 実施場所  
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- 4 受検定員  
30名

## 5 検定の内容

## (1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
- エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 実技試験

- ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
- イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。

## 7 検定申請書の受付期間

平成23年9月12日（月）から同月16日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで

## 8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

## 9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

## 10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

## 11 その他

- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (2) 受検者は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。
- (3) この検定についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

---

## 調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年8月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 県立学校液晶プロジェクター等賃貸借 一式



---

2 契 約 方 式	一般競争入札
3 落 札 日	平成23年 6 月27日
4 落札者の名称及び所在地	とりぎんリース株式会社 鳥取市扇町 9 - 2
5 落 札 金 額	219,381,382円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入 札 公 告 日	平成23年 5 月31日
7 落 札 方 式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県教育委員会事務局教育環境課 鳥取市東町一丁目271